

蕨市自転車安全利用条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、市民（市内に在勤し、又は在学する者を含む。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2)車両 道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
- (3)自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4)関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用の促進に関する市の施策に協力する団体をいう。
- (5)県条例 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成23年埼玉県条例第60号）をいう。
- (6)自転車損害保険等 自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (7)自転車交通安全教育 自転車の安全な利用に関する交通安全教育をいう。
- (8)学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校で市内に所在するものをいう。
- (9)児童生徒 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学する児童及び生徒をいう。

(市の責務)

第3条 市は、県、市民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下に、自転車の安全な利用の促進に関する総合的な施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域社会等において、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法、県条例その他関係法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得及び自転車損害保険等への加入に努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並びに反射材の装着その他の交通安全対策に努めなければならない。

4 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第7条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する市民の理解及び協力が得られるよ

う、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(市民に対する自転車交通安全教育)

第8条 市は、市民に対し、それぞれの特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

(学校における自転車交通安全教育)

第9条 学校の設置者及び長は、その児童生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

(家庭における自転車交通安全教育等)

第10条 児童生徒の保護者は、その児童生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 児童生徒の保護者は、その児童生徒の自転車損害保険等への加入に努めなければならない。

(啓発活動及び広報活動)

第11条 市は、次に掲げる目的のため啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(1) 自転車の安全な利用に関し、市民、自転車利用者及び事業者の理解及び協力を得ること。

(2) 自転車利用者の自転車損害保険等への加入を促進すること。

(3) 幼児、児童生徒及び高齢者の自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

(自転車小売業者による自転車の購入者に対する助言等)

第12条 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備並びに自転車損害保険等への加入の必要性その他の自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供及び助言に努めなければならない。

(道路環境の整備)

第13条 市は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。